

前橋都市計画地区計画の決定（前橋市決定）

都市計画下川地区地区計画を次のように決定する。

名	称	下川地区地区計画		
位	置	前橋市下川町の全域及び新堀町の一部		
面	積	約 41.7 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、北関東自動車道前橋南 I . C の南西に位置し、群馬県企業局と民間によって造成された住宅団地の区域である。既に形成された良好な居住環境を保全し、住宅地としての市街化を計画的にコントロールし、良好な市街地の形成を図ることを目的とする。		
	土地利用の方針	既に公益的施設の集積している街区は地区内及び周辺における拠点性を持たせ、生活利便施設等の立地を誘導する。その他の街区では低層戸建住宅を主体とし、緑豊かなアメニティの高い居住環境の形成を図る。		
	地区施設の整備方針	本地区における地区施設は、住宅団地造成により整備済であるため、その機能、環境が損なわれないよう維持保全を図る。		
	建築物等の整備方針	良好な居住環境の形成を図るため建築物の用途、敷地面積の最低限度等の制限を行うと共に、かき・さくの整備等敷地内の緑化に努める。		
地区整備に関する計画	地区の細区分 細区分別の面積	A 地区	B 地区	C 地区
		約 2.9 ha	約 27.5 ha	約 11.3 ha
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。但し、既存建築物の改築についてはこの限りでない。 (1) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 危険物の貯蔵・処理施設		/
		建築物の敷地面積の最低限度	165 m ² (但し、市長が公共公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。)	
	建築物の高さの最高限度	10 m		
	かき又はさくの構造の制限	南側の道路の境界線に沿って設置するかき又はさくは生垣を採用し、地盤面から概ね 1.5 m を標準とする。(北側の道路境界については、高さ 1.8 m 程度とする。) ただし必要があると認められたときは、フェンス、竹垣等素通しの構造物を設けることができるものとする。	道路及び隣地との境界沿いにブロック塀等を設置する場合には、その高さを当該宅地地盤面から概ね 1.0 m 以下とし、これより上部はフェンス又は生垣等による植栽とする。但し、門柱、門扉はこの限りではない。	
	備考			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

本地区は群馬県企業局と民間によって造成された住宅団地の区域であり、既に形成された良好な居住環境の保全と、住宅地としての市街化を計画的にコントロールし、豊かな生活環境の創造により、良好な居住環境の形成を図るものである。